

海外療養費給付を受ける場合の必要書類について

【提出書類】 ※書類は必ず以下7点を揃えてご提出ください。

- ① 療養費支給申請書（原紙）
- ② 診療内容明細書 または、歯科診療内容明細書（原紙）
- ③ 領収書（原紙）〈領収書宛名：受診者〉
- ④ 翻訳（原紙）〈②と③を日本語に訳したもの〉
- ⑤ 海外療養費 翻訳提出書類（原紙）
- ⑥ 海外療養費支給申請書に伴う調査に係る同意書（原紙）
- ⑦ 旅券、航空券等、海外に渡航した事実がわかる書類の写し

※①②⑤⑥の書類は三菱ケミカル健康保険組合のホームページから印刷できます。

※海外勤務者の方で、エムシーヒューマネッツ社の海外支援グループを窓口として、海外療養費の書類を提出される場合は、⑥⑦の添付は不要です。

【注意事項】

▼海外療養費として申請可能な医療費

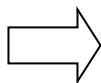
- ・ 会社の命により海外赴任した被保険者とそれに帯同する被扶養者が帰任するまでに発生する現地医療機関での医療費。
（被保険者帰任後、被扶養者のみ海外滞在を続ける場合は原則認められません。）
- ・ 被保険者が海外出張の際に発生した現地医療機関での医療費。
- ・ 被保険者および被扶養者が海外旅行時に発生した現地医療機関での医療費。

▼提出書類①と②と⑤について

受診者別、医療機関別、医科・歯科別、月別、入院・外来別に作成していただく必要があります。

（例）

（被保険者）
A 病院： 9 月外来受診、入院
B 病院： 10 月外来受診



- ① 療養費支給申請書、②診療内容明細書、
⑤ 海外療養費翻訳提出書 はそれぞれ3枚必要です。

- 1 枚：A 病院の 9 月外来受診分
- 2 枚：A 病院の 9 月入院分
- 3 枚：B 病院の 10 月外来受診分

※同一医療機関の同一月に異なる科に受診した場合……

診療内容明細書は1枚で構いませんが、科ごとの受診日が分かるように記載していただいでください。

内科……9/2 受診 外科……9/10 受診

▼提出書類②について

○診療内容がわかるように必ず医師または歯科医師に記載していただいでください。

受診日や傷病名、医療費（Total Fee）の記載漏れが多く見受けられます。医師または歯科医師（以下、医師等）からもらった診療内容明細書、歯科診療内容明細書（以下、診療内容明細書等）をよく確認してください。

歯科の場合、治療した歯の記載は必須となります。歯科診療内容明細書の上部の歯の番号の記載漏れがないようにしてください。

※記載漏れや診療内容（どのような診療を受けたのか）が不明であると審査（お支払い）できない場合があります。

○海外へ行かれる場合は、医療機関の受診の有無に関わらず、必ず診療内容明細書等をお持ちになってください。

万が一病気になって海外の医療機関に受診されました時には必要な書類です。

受診日に診療内容明細書等をお持ちにならないで、後日（帰国後等）医師等に記載していただくことができないといったことにならないようご注意ください。

▼提出書類③について

原則、受診した医療機関（診療内容明細書等を記載してもらった医療機関）が発行した領収書が必要です。また、会社宛の領収書ですと、被保険者あるいは被扶養者が受診したことが確認できず、給付対象外となります。領収書の宛先は受診者名義となるよう、医療機関にご依頼ください。

▼提出書類④について

診療内容明細書等、領収書にあらかじめ日本語表記がされているものについては、翻訳は必要ありません。

ただし、日本語表記がない箇所に医師の記載や外国語表記がある場合は、その箇所の翻訳を添付してください。

翻訳は別紙にて作成してください。診療内容明細書等、領収書の原紙を利用される場合はコピーをしてご利用ください。原紙に直接翻訳を記入しないでください。

▼提出書類⑤について

翻訳した書類の内訳を記入した上、実際に翻訳した人の氏名・住所・連絡先 を記載し、翻訳書類を添付してください。（ホチキス止め、又はクリップ止め）

【支給方法】

申請書類を事業所経由で健保組合に提出後、審査（通常3～4ヶ月）を経て事業所から給与等に合わせて支給いたします。

03.05